

「応援します!! あなたの農業」

# あぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 2 2 号 平成 1 9 年 3 月

発行元 福島市中町 8 番 2 号  
財団法人福島県農業振興公社  
TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

## 田村の猪狩徳孝さん知事賞受賞

平成 1 9 年 2 月 5 日 ( 月 ) ~ 6 日 ( 火 ) 郡山市熱海町「清稜山倶楽部」において、平成 1 8 年度福島県農村青年会議を開催しました。



この会議は、福島県農業青年クラブ連絡協議会と(財)福島県農業振興公社との共催で、農業経営等に関するプロジェクト発表と意見発表等を行うものであり、参加した農業青年等に視野と豊富な技術力を身に付けてもらうことを目的に開催しているものであります。

今年は県内の農業青年等が 6 4 名出席し、活発な会議となりました。

発表者の中から、プロジェクト発表部門では「田村の若い「農」ネットワークのホームページを作る～!～ホームページ作成から公開まで～」と題して発表した田村の若い「農」ネットワークの猪

狩徳孝さんが最優秀賞(福島県知事賞)を受賞、意見発表部門は「僕らは畑で夢を見る」と題して発表した両沼農村青年クラブの元木博人さんが優秀賞(農業振興公社理事長賞)を受賞されました。

両名は今年秋に開催される東北大会(青森県)福島県代表として発表いたします。

2 日目に行ったリーダー研修会では、南相馬市小高区の(有)すずしろ 代表取締役 泉田 昭氏に、「21世紀農業のあり方と実践」と題した講演をいただきました。

日ごろ、多様な消費者ニーズに対応し、多品目野菜等の生産・販売を行っている泉田氏から 21 世紀農業を進める上での示唆に富む話を聞き、農業を進めるにあたっての、さらなる意欲を掻き立てられた様子でした。



合理化事業発足以来の大転換 平成19年度の事業改正の概要

キーワードは、面的にまとめた農地利用の集積

合理化事業の3つの転換

- 第1の転換 担い手のニーズを起点とする発想  
まずは担い手のニーズを把握してそれに応える農地利用の集積。
- 第2の転換 売買から貸借へ重点化  
担い手のニーズの多い貸借を重点的に推進。
- 第3の転換 地域の視点に立った連携強化体制  
県公社と市町村段階合理化法人の一体的推進

事業補助制度の改正

対象者の絞り込み

新しい事業の対象者は、次の4者に限定。

- 認定農業者(特定農業法人を含む)
- 基本構想水準到達者
- 認定就農者
- 特定農業団体(農作業受委託のみ)

面的集積の要件付加

新たに集積する農地と現に耕作等している農地を併せて、効率的な農作業が展開できる程度(おおむね1畝)にまとまった集積となることが要件。

具体的な事業概要

担い手支援農地保有合理化事業(新規)

(1) 売買事業(利子負担無し)

公社が買い入れた農地をそのまま売り渡すか、5年間一時貸し付けした後に売り渡すか、最長10年の割賦売買で売り渡すかの事業です。何れの場合も公社保有期間の利息はかかりません。

(2) 賃貸借事業

公社が借り入れた農地を貸し付ける事業ですが、賃貸借期間は6年以上必要となります。土地所有者に対して6年ないし10年分の小作料

を一括前払する制度もあります。

なおこの場合、19年度の新規事業「農地貸借円滑化事業」を活用すれば、前払期間中に下落した小作料の半分について所有者の方が国から助成が受けられます。

(3) 受託料前払資金(無利子)の融資

一定の要件により農作業を受託した場合、作業料金の3年ないし5年以内の受託料相当額の資金を無利子で融資します。

(4) 農業生産法人への出資事業

農業生産法人へ、公社が買い入れた農地を現物出資するか、農地利用の集積に併せた金銭出資を行います。

出資により付与される株式又は持分は、農業生産法人の構成員に対して据え置き5年を含め15年以内に分割して譲渡します。

(5) 簡易な基盤整備事業

(1)から(4)の事業と併せて、再均平や暗渠排水などの簡易な整備を行う事業費について、無利子資金を融資します。(公社自ら整備を行うこともできます。)

償還期間は5年以内です。

(6) 農業機械・施設のリース事業

(1)から(4)の事業と併せて、経営発展のため必要となる農業機械や施設を、公社からリースします。(合理化事業のリース事業と異なりリース料そのものの助成はありません。リース経費の助成のみです。)

リース期間は5年以内です。

機械や施設の導入資金(無利子)を融資することもできます。償還期間は5年以内です。

従来の売買と貸借事業

県単版の合理化事業として実施する予定。

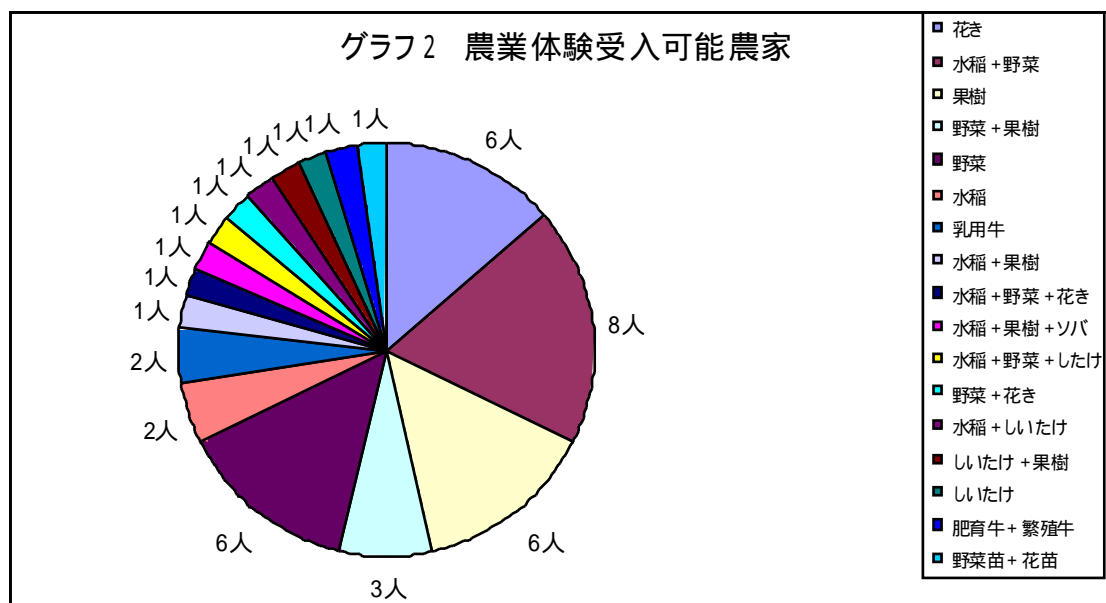
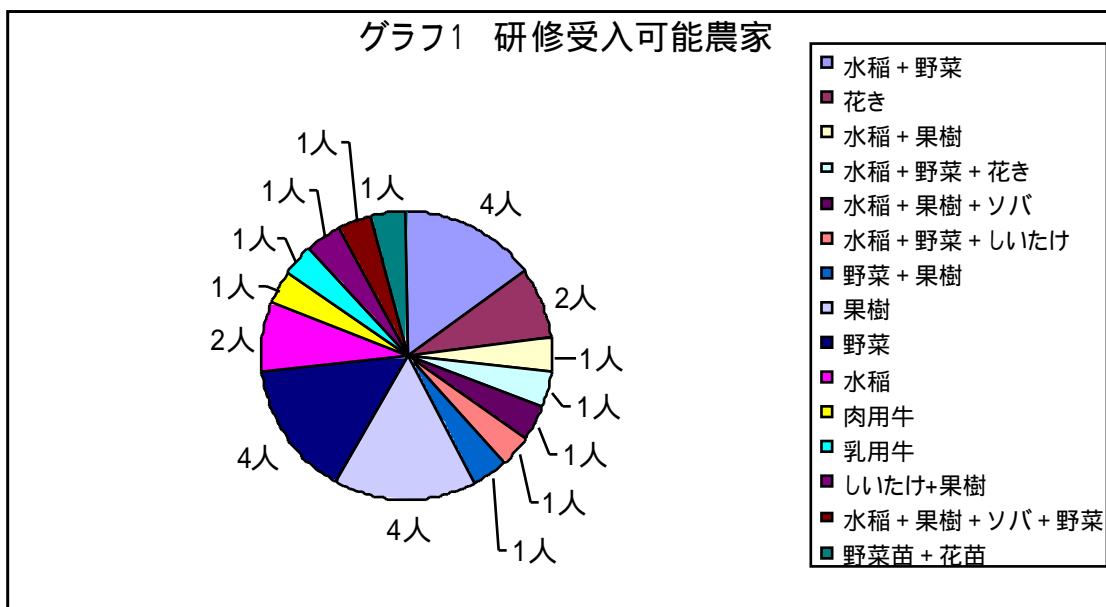
## 指導農業士 26 名の方が 新規就農希望者の研修受入可能

青年農業者等育成センターでは、新規に就農を希望される方に対する研修受入情報を提供するために、県内の162名の指導農業士を対象に研修受入に関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケートには84名の方が回答し、回答率は52%でした。回答結果を見ると26名の方が研修受入可能としており、研修受入作目は、野菜、果樹が多くなっています。(グラフ1参照)

農業体験受入については、回答者の半数を超える43名の方が受入可能としており、研修受入作目と同様に野菜、果樹等が多くなっています。(グラフ2参照)

当育成センターでは、この他に農地、住宅等情報についても収集に努め、新規就農希望者に対する提供可能な情報の充実を図っていきます。



## 県公社に期待すること !

猪苗代町土地改良区・高橋二三雄事務局長

効率が最優先の世の中で物も時間も目まぐるしく往来している。スローであることを望んでもなかなかそれは叶えられない。そんな情勢の中で、特に保守的と思われる我らの農業部門にも、画期的な合理化事業が飛び込んできた。平成10年頃、ほ場整備と抱き合わせの農地集積事業の目標年度が迫る年だった。



以降、この事業によって次々と各地域の集積目標を達成し、基盤強化法に基づく合理的な土地利用の仕組みを確立した事により地域の営農は一変した。公社が県内一円をカバーするようになってからはJAも追随し合理化法人としての資格を取得、参画する土壌は整

備された。

平成19年、価格補償から所得補償へ大きな舵取りがなされ益々効率的な土地(資源)利用が望まれることとなる。効率的であることが最良とも思えないが、地域担い手育成・土地利用は品目横断的経営安定対策には不可欠であるし、これらを成し得るツールとしての合理化事業を駆使する県公社の役割は絶大だと思う。

猪苗代町土地改良区の実績(H18-12月現在)

地区数	18地区
利用権設定	450 <small>戸</small>
農作業受委託	894 <small>戸</small>



### 編集後記

症状は鼻水、くしゃみを連発、目がかゆく涙が少々、のどの痛みなど。人並み以上に寝相が悪い結果として風邪だと信じたかったが、職場のTさんから「それは間違いなく花粉症の症状」と言われた。半信半疑のまま病院へ行くと医者曰く、「時季と症状から見て花粉症ですね」と、平成19年の春は花粉症でスタートしました。

S.M

問い合わせ

あて先 〒960-8681  
福島県福島市中町8番2号  
財団法人福島県農業振興公社 総務課  
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277  
みなさんのご意見ご感想をお寄せください。  
<http://www.fnk.or.jp>

「油断せず いつも心に 初心者マーク」